

令和5年4月1日から改定される都市公園使用料について

多賀城市の都市公園を占有する場合の使用料が令和5年4月1日以降の使用分から改定となります。

【都市公園を占有する場合の使用料】(単位:円)

区分		使用料			
		単位	改定前	改定後	
電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所その他これらに類するもの	第1種電柱	1本につき1年	730	800	
	第2種電柱		1,100	1,200	
	第3種電柱		1,500	1,700	
	第1種電話柱		650	710	
	第2種電話柱		1,000	1,100	
	第3種電話柱		1,400	1,600	
	その他の柱類		65	71	
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルにつき1年	7	7
	地下に設ける電線その他の線類			4	4
	変圧塔その他これらに類するもの及び公衆電話所		1個につき1年	1,300	1,400
	郵便差出箱及び信書便差出箱			550	600
	その他のもの		1平方メートルにつき1年	1,300	1,400
水管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	27	30	
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		39	43	
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		59	64	
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		78	86	
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		120	130	
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		160	170	
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		270	300	
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		390	430	
外径が1メートル以上のもの	780	860			
競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物	1平方メートルにつき1日	43	48		
標識	1本につき1年	1000	1100		
工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設及び土石、竹木、瓦その他の工事用材料	1平方メートルにつき1月	430	480		

問い合わせ先: 多賀城市都市産業部都市整備課
電話: 022-368-1141 (内線431・432・433)